

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

群馬労働局

最終更新日：令和6年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
上毛建設（株）	群馬県利根郡 みなかみ町	R6.1.15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	建設機械であるブレーカを用いて掘削作業を行わせるに当たり、誘導員を配置し誘導させることなく、危険が生じる箇所に労働者を立ち入らせたもの	R6.1.15送検
環境ワークス（株）	群馬県前橋市	R6.3.21	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	解体工事現場で4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、自社作業場で負傷したとする内容虚偽の労働者死傷病報告を行ったもの	R6.3.21送検
（株）吉野工業所 群馬工場	東京都江東区	R6.3.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	機械設備の運搬作業を行わせるに当たり、フォークリフトを用いて当該機械設備をけん引して運搬させ、もってフォークリフトを用途外に使用させたもの	R6.3.22送検
岡崎ウレタン群馬（株）	群馬県伊勢崎市	R6.3.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除の作業を行わせる際に、同機械の運転を停止させなかったもの	R6.3.22送検
（有）橋本工務店	群馬県高崎市	R6.9.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	新築工事現場で4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、自社の駐車場で負傷したとする内容虚偽の労働者死傷病報告を行ったもの	R6.9.4送検
（株）豊栄 群馬工場	東京都大田区	R6.10.3	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	伐木作業中に4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告をしなかったもの	R6.10.3送検
（株）伸光	群馬県伊勢崎市	R6.11.5	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分である屋内作業場で、内燃機関を有する清掃用機械を換気せずに使用させたもの	R6.11.5送検
（株）オリエント	群馬県沼田市	R6.11.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除を行わせるに当たり、同機械の運転を停止させずに行わせたもの	R6.11.6送検
赤城造林（有）	群馬県沼田市	R6.11.6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	伐木作業中に4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの	R6.11.6送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
三恵技研工業（株） 伊勢崎工場	東京都北区	R6. 11. 25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	高所作業を行わせる際に、フォークリフトのフォークに差し込んだパレットを作業床として使用させ、もってフォークリフトを用途外に使用させたもの	R 6. 11. 25送検